

平成 31 年 第 3 回

# 志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

平成 31 年第 3 回農業委員会総会会議録

召集年月日	平成 31 年 3 月 20 日 (水)					
召集の場所	志布志市松山支所 2 階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	平成 31 年 3 月 20 日 午前 9 時 00 分				
	閉会	平成 31 年 3 月 20 日 午前 10 時 40 分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員  ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	道山 幸治	○	11	萩迫 修作	○
	2	矢野 博	○	12	山迫 洋一	○
	3	井久保 久男	○	13	吉野 寅三	
	4	山下 昭一	○	14	坂元 正人	○
	5	立山 富士雄	○	15	福岡 裕幸	○
	6	神宮司 順子	○	16	立迫 眞由美	○
	7	吉國 敏郎	○	17	長岡 耕二	○
	8	永屋 哲郎	○	18	坂中 則雄	○
	9	宮脇 勇	○	19	上野 克比古	○
	10	宮脇 茂樹	○	20	隈元 健二	○
会議録署名委員	席番 6 番	神宮司 順子		席番 7 番	吉國 敏郎	
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	福岡		次長兼農地係長	高迫	
	主幹兼係長	新村		主任主査	永野	
	主任主査	中尾		主任主査	圖師	
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	谷宮 誠實	○	9	小園 義行	○
2	樽野 利秋	○	10	坪山 博志	
3	白坂 正治	○	11	池袋 良子	○
4	諏訪 光一	○	12	永田 勇人	○
5	池添 昭一	○	13	脇田 祐二	○
6	熊野 廉太郎	○	14	橋口 美一	○
7	原田 純一	○	15	中之内 瑞穂	
8	田尾 昭三	○	16	大原 雅隆	○

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 19 号 買受適格証明願いの承認について</p> <p>議案第 20 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について</p> <p>議案第 21 号 農地転用事業計画変更申請の承認について</p> <p>議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 23 号 非農地証明願の承認について</p> <p>議案第 24 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について</p> <p>議案第 25 号 農用地利用集積計画決定について</p> <p>議案第 26 号 農業経営基盤強化法に基づくあっせん委員の指名について</p> <p>議案第 27 号 議案第 27 号、農業委員会活動の平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について</p> <p>議案第 28 号 議案第 28 号、農業委員会活動の平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について</p> <p>議案第 29 号 非農地通知に係る対象農地の承認について</p> <p>議案第 30 号 農地利用最適化推進委員の辞職願に伴う同意について</p>
-----------------------	--

議長	山下	<p>ただいまから、平成 31 年第 3 回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第 24 条の規定により、席番 6 番、神宮司委員と、席番 7 番、吉國委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第 3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、幹旋の経過につきまして、井久保委員の報告をお願いいたします。</p> <p>3 件、一緒をお願いします。</p>
委員	井久保	<p>あっせんの報告を行います。3 件一括して行います。</p> <p>〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん分です。小園委員との事前協議で申し出者の意図や状況を確認しようとして〇〇さん宅を訪ねましたが不在が続きましたので近くの人に聞いたところ、2 月の中旬頃に骨折し鹿児島市内の病院に入院中とのことでした。昨日、帰宅されていないか状況を確認に行きましたが留守でした。引き続き、あっせん活動を継続していきたいと思えます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、坂元委員の報告をお願いいたします。</p> <p>4 件、一緒をお願いします。</p>
委員	坂元	<p>〇〇さんのあっせんですが、まだ成立しておりませんので引き続き頑張りたいと思えます。</p> <p>〇〇さんのあっせんにつきましても、現在苦慮しておりますが引き続き頑張りたいと思えます。</p> <p>〇〇さんの分につきましては、5 筆ありまして 1 筆は来月の総会で報告できると思えます。</p> <p>〇〇さんのあっせんにつきましては、なかなか厳しくてあっせんの取下</p>

		<p>げをお願いして、利用権設定の方で耕作してもらおうということで了解をもらいましたので利用権設定で対応したいと思います。以上、報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>ただ今、坂元委員から、〇〇さんの土地についてあっせん打ち切りの報告がありましたが、報告どおり、打ち切りとすることに、ご異議ありませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしということですので、打ち切りといたします。</p> <p>次に、宮脇勇委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	宮脇勇	〇〇さんの件ですが、来月の総会で成立の報告ができると思います。
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、坂中委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	坂中	<p>10月の総会であっせん依頼のありました〇〇さんの分ですが認定農家を中心にあたりましたが価格の折り合いがつかず厳しい状況です。</p> <p>今回で活動を打ち切りということにさせていただきたいと思います。以上、報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>ただ今、坂中委員より、〇〇さんの土地についてあっせん打ち切りの報告がありましたが、報告どおり、打ち切りとすることに、ご異議ありませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしということですので、打ち切りといたします。</p> <p>次に、山迫委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	山迫	<p>〇〇さんのあっせんが成立いたしましたので報告いたします。</p> <p>譲受人は、松山町尾野見〇〇番地の〇〇さんです。</p> <p>土地は、志布志町田之浦字大野原 338 番 10 田 2,120 m<sup>2</sup>です。価格は 20 万円でした。あっせん成立日は 3 月 6 日で、あっせん委員は橋口委員と私山迫でした。以上、報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、隈元委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	隈元	<p>〇〇さんのあっせんが成立したので報告します。</p> <p>資料は、4 ページの 4 番です。</p> <p>譲受人は、松山町尾野見〇〇番地〇の有限会社〇〇 〇〇さんです。購</p>

		<p>入後は、水稻を作付けするとのことでした。</p> <p>土地は、松山町尾野見字大水流 2405 番 1 田 566 m<sup>2</sup>、2405 番 2 田 600 m<sup>2</sup>、2405 番 3 田 631 m<sup>2</sup>、2413 番 1 田 2,208 m<sup>2</sup>です。価格は総額 128 万円でした。あっせん成立日は 3 月 6 日で、あっせん委員は池袋委員と私隈元でした。以上、報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、坂元委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	坂元	<p>はい。〇〇さんのあっせんが成立いたしましたので報告をいたします。</p> <p>譲受人は、松山町新橋〇〇番地〇の〇〇さんです。</p> <p>土地は、松山町新橋字井手ノ間 2799 番 18 畑 2,226 m<sup>2</sup>、2826 番 畑 1,973 m<sup>2</sup>の 2 筆です。価格は総額 108 万円でした。あっせん成立日は 3 月 3 日で、あっせん委員は脇田委員と私坂元でした。報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、諏訪委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	諏訪	<p>〇〇さんのあっせんが成立いたしましたのでご報告を申し上げます。4 ページの 6 番になります。</p> <p>譲受人は、有明町蓬原〇〇番地〇の〇〇さんでございます。</p> <p>土地は、有明町蓬原字小松 1528 番 2 田 2,139 m<sup>2</sup>でございます。価格は総額 100 万円でした。あっせん成立日は 2 月 21 日で、あっせん委員は吉國委員と私諏訪でした。報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、吉國委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	吉國	<p>はい。〇〇さんのあっせんが成立しましたので報告いたします。</p> <p>譲受人は、有明町蓬原〇〇番地の有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。</p> <p>土地は、有明町蓬原字日鎌 2164 番 3 畑 1,692 m<sup>2</sup>です。価格は 10 アール当たり 40 万円でした。あっせん成立日は 2 月 22 日で、あっせん委員は諏訪委員と私吉國でした。</p> <p>次の〇〇さんのあっせん成立について報告いたします。</p> <p>譲受人は、志布志町安楽〇〇番地〇の〇〇さんでございます。主に、人参、水稻を栽培されております。</p> <p>土地は、有明町蓬原字山ノ前 1970 番 6 田 1,190 m<sup>2</sup>です。10 アール当たり 45 万円でございます。あっせん成立日は 2 月 22 日で、あっせん委員は</p>

<p>議長 山下</p>	<p>諏訪委員と私吉國でした。報告を終わります。</p> <p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、私の関係分について、報告いたします。</p> <p>2月20日、志布志支部認定農業者と語る会が志布志支所で開催されました。</p> <p>認定農業者10名の参加でした。</p> <p>3月5日、定例常設審議委員会がマリンパレスで開催されました。</p> <p>また、同日、農業会議理事会も開催されました。</p> <p>次に、日程第4、議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>今回は、11件の申請でございます。</p> <p>まず、7ページ、番号18番を審議いたします。</p> <p>番号18番は、譲受人が市外住民であるため、本日の総会に、譲受人であります〇〇さんの出席を要請してございます。</p> <p>〇〇さんの、入室を許可いたします。</p> <p>(〇〇氏 入室)</p>
<p>議長 山下 主任主査 圖師</p>	<p>事務局で説明をお願いいたします。</p> <p>はい議長、それでは議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請の番号18番について説明申しあげます。</p> <p>議案書は、7ページです。</p> <p>まず、譲渡人は兵庫県尼崎市次屋にお住まいの〇〇さん69歳で、譲受人は鹿屋市串良町有里にお住まいの〇〇さん40歳です。</p> <p>申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が3筆で6,350平方メートルです。</p> <p>〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではありませんでしたので、本日も出席いただいております。詳細につきましてはお尋ねいただければと思います。</p> <p>今回の申請地の場所でございますが、高井田公民館から市道 宇都鼻高井田線を、宇都中学校方面に200メートル進んだ左手に2筆、さらに350メートル進んで左折、200メートル進んだ右手に1筆あります。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料3ページのとおりでございます。</p>



	<p>申請事由は譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上のように、全部効率利用要件、下限面積、地域調和要件等、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えられ許可基準のすべてを満たしていると考えます。また、周囲の状況からも支障はないと思われま</p> <p>以上で、番号18番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願</p>
議長 山下	はい、それでは、これにつきましてなにかご意見ございませんか。
委員 隈元	〇〇さん、おはようございます。
	まず、自宅から何分ぐらいかかりますか。また購入後は何を作付けされるかお聞きしたいと思
農業者 〇〇	距離で20キロぐらいです。時間では25分ぐらいです。
	作付けは、イタリアングラスとデントコーンを作付けし収穫する予定です。
議長 山下	ほかにありませんか。ご意見もないようで ございますので、ここで、〇〇さんには、退席を お願い いたします。
	お忙しいところ、ありがとうございました。
	(〇〇氏 退席)
議長 山下	それでは、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場 委員	(異議なし)
議長 山下	異議なしと認めます。
	次に、番号19番を審議いたします。
	事務局で説明をお願いいたします。
主任主査 圖師	はい議長、それでは議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請の番号19番について説明申しあげます。
	議案書は、7ページです。
	まず、譲渡人は松山町尾野見にお住まいの〇〇さん64歳で、譲受人は鹿屋市串良町岡崎にお住まいの〇〇さん59歳です。
	申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が1筆で4,219平方メートルです。
	〇〇さんと〇〇さんの親族間による贈与、受贈であるため、本日はお呼びしていません。

		<p>今回の申請地の場所でございますが、泰野小学校から県道柿ノ木志布志線に入り、1キロメートルほど進んだ所を右折し、100メートル進んだ左手にあります。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料4ページのとおりでございます。申請地には甘藷を作付けしていくとの事であります。</p> <p>通作距離は自宅から車で30分以内との事です。</p> <p>申請事由は譲渡人につきましては贈与、譲受人につきましては受贈でございます。</p> <p>以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>以上で、番号19番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	はい、それでは、番号19番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めまます。 次に、番号20番を審議いたします。 番号20番と、8ページ、番号21番は、譲受人が同一のため、一緒に説明を受けたいと思ひまますが、ご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めまます。 福岡委員説明をお願いいたします。
委員	福岡	<p>会長より依頼のありまました、番号20と21について報告いたします。</p> <p>まず、番号20ですが、譲渡人は、広島県広島市西区古江新町〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>番号21の譲渡人は、志布志市松山町泰野〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市松山町泰野〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、県道110</p>

		<p>号線をエフエム農機より志布志方面に進み二つ目の交差点より左折し、道なりに1.3キロメートル程進んだ左手の畑2枚になります。</p> <p>本人宅からは、約5分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、甘藷と菜種、そばを栽培しており、申請地にも菜種を作付けする予定とのことです。</p> <p>農機具は、トラクター、トラック2台、管理機等を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。</p> <p>まず、7ページ、番号20番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めまます。</p> <p>次に、8ページ、番号21番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めまます。</p> <p>次に、番号22番を審議いたします。</p> <p>隈元委員説明をお願いいたします。</p>
委員	隈元	<p>会長より依頼のありました、番号22を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、大阪府泉佐野市長滝〇〇番地の〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町泰野〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。親戚間による受贈贈与です。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、田の方は、県道柿木志布志線沿いにエフエム農機がありますがそこから尾野見方</p>

		<p>面へ 50 メートル程行き、左へ 700 メートル程行きますと橋がありますが橋を渡ってすぐ左へ 200 メートル行った所です。</p> <p>畑の方は、県道塗木大隅線を泰野方面から行きますと尾野見小方面と田之浦方面へ行く分岐点がありますが、そこを田之浦方面の方へ 50 メートル程行き、左へ 150 メートル程行くと堆肥センターが見えますがその南側にあります。</p> <p>本人宅からは、畑は 2 分程、田も 5 分以内のところにございます。</p> <p>〇〇さんは、夫婦で水稻 14 アール、甘藷 2 ha を作付けしており、申請地には水稻、甘藷を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター 3 台、ハーベスター 1 台、トラック 1 台、軽トラック 1 台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 23 番を審議いたします。</p> <p>同じく、隈元委員説明をお願いいたします。</p>
委員	隈元	<p>会長より依頼のありました、番号 23 について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、大阪府泉佐野市長滝〇〇番地の〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。親戚間による受贈贈与です。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、畑の方は先ほど番号 22 で報告いたしました堆肥センターの近くに 2 筆あります。</p> <p>堀之内の方は、県道柿木志布志線沿いのエフエム農機の手前 50 メートルから右へ 200 メートル程行った所です。</p> <p>〇〇さんは、甘藷 8.5ha、ラッキョウ等を 1 ha 作付けし、今回の畑も甘</p>

		<p>諸を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター7台、ハーベスター1台、トラック3台、軽トラック1台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、9ページ、番号24番を審議いたします。</p> <p>同じく、隈元委員説明をお願いいたします。</p>
委員	隈元	<p>会長より依頼のありました、番号24を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。親子による受贈贈与です。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、まず、野久尾字の畑は、県道柿木志布志線から市道中島中村線にはいり400メートル程行った所の〇〇さんの自宅隣で現在ハウスと野菜が作付けされました。</p> <p>鳩窪字の方は、市道中島中村線をさらに1.4キロ程行った所にあり、今後も甘藷を作付けするとのことでした。</p> <p>〇〇さんは、夫婦で12アール、甘藷54アールを作付けされています。農機具は、トラクター1台、軽トラック1台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>

会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 25 番を審議いたします。 井久保委員説明をお願いいたします。
委員	井久保	会長より依頼のありました、番号 25 を報告いたします。 譲渡人は、愛知県刈谷市東境町上野〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、J A ぞお鹿児島志布志支所から北へ約 600 メートル程進み、坂上種苗の前を左折しまして約 100 メートル程入り込んだ所に〇〇さんの自宅があります。道路側から見て、その奥に申請地の畑があります。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。 ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 26 番を審議いたします。 神宮司委員説明をお願いいたします。
委員	神宮司	会長より依頼のありました、番号 26 を報告いたします。 譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、県道 523 号志布志福山線を大迫橋から本庁へ向かい 1.3 キロ進んだ所から北へ 500

		<p>メートル程進んだ西側です。</p> <p>本人宅からは、車で約6分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、奥さんと二人で甘藷を栽培しており、申請地には焼酎用甘藷を作付けする予定とのことです。</p> <p>農機具は、トラクター4台、甘藷掘取機2台を保有しています。申請地は320㎡と小面積であります。昨年11月にあっせん成立した4筆の隣接地でありますので耕作には問題はありません。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございませぬので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めませぬ。</p> <p>次に、10ページ、番号27番を審議いたします。</p> <p>上野委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	上野	<p>会長より依頼のありませぬ、番号27を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されておるとおりです。申請地の場所は、市役所本庁から南へ600メートル行くと県道志布志有明線がありますが、それを東の方に行きませぬと信号機があり、信号機の右側に東村スタンドがありますがそこから土橋方面へ1.1キロ行つた右側にあります。</p> <p>本人宅からは、約800メートルのところにあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、両親と本人3人で経営されておるとおりです。主に、水稻茶を栽培されておるとおりです。申請地にはお茶を作付けするということございませぬ。</p> <p>農機具は、トラクター2台、適裁機3台を保有されておるとおりです。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条</p>

		<p>の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 28 番を審議いたします。</p> <p>永屋委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	永屋	<p>会長より依頼のありました、番号 28 について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、有明町野神の曾於地区森林組合の北側に位置し、味一食堂の西側になります。これが 2 筆の畑と、そこから南西方向 300 メートルの所に 1 筆あります。</p> <p>本人宅から 500 メートルの所にあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、奥さんと 2 人で甘藷とキャベツを主に栽培しており、申請地にも甘藷とキャベツを作付けする予定とのことです。</p> <p>農機具は、トラクター 5 台、コンバイン 1 台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第 4、議案第 18 号、農地法第 3 条の規定による許可申請につ</p>



		<p>いては、原案どおり決定をいたしました。</p> <p>次に日程第5、議案第19号、買受適格証明願の承認についてを議題といたします。</p> <p>12ページ、番号2番を審議いたします。</p> <p>調査を依頼された吉國委員の説明をお願いいたします。</p> <p>議案第19号、番号2番について報告いたします。</p> <p>申請人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地にお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。</p> <p>申請地の所在、地目等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>場所は、松山町尾野見太久保酒造から西へ200メートルぐらい行った所の右です。本人宅から約25分です。</p> <p>〇〇さんは家族3人で茶の加工等いろいろやっておられまして、ここも引き続き茶園として栽培するとのことで、農地の拡大を図りたいとのことでした。</p> <p>また、トラクター、耕運機等いろいろと保有されております。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため買受適格者であると思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
委員	吉國	
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、買受適格証明書を発行することに、異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第5、議案第19号、買受適格証明願の承認については、買受適格証明書を発行することに決定をいたしました。</p> <p>ここで、お諮りいたします。</p> <p>買い受け適格者が決定され、農地法第3条の許可申請があったときには、会長権限により農地法第3条の許可証を発行することに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしということでございますので、そのように取り扱いさせて、い</p>

	<p>たきます。</p> <p>次に、日程第6、議案第20号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>14ページ、番号18番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、宮脇勇委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第20号、番号18についてご報告いたします。</p> <p>調査日は3月6日でした。調査委員は福岡委員と私と市から3人同席されました。</p> <p>総会資料は6ページから8ページになります。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇の〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、原田小学校から宇都鼻方面へ500メートル程行き、左折して300メートル行った道路の左側です。</p> <p>変更後の用途で除外の目的は貸家です。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側も畑、南側は公衆用道路、西側は宅地です。排水につきましては、合併浄化槽を利用し、市道側溝に流すとのことでした。東側の畑の境界にはブロックを積み、排水対策をするとのことでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
<p>委員 宮脇勇</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>(なし)</p>
<p>会場 委員</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>

議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号 19 番を 審議いたします。
		現地を調査された、福岡委員の 報告をお願いいたします。
委員	福岡	議案第 20 号、番号 19 についてご報告いたします。
		調査日は 3 月 6 日、調査委員は宮脇勇委員と私と事務局より 2 名が同席 されました。
		申請人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地の〇〇さんです。
		立会人は、息子さんの〇〇さんでした。
		申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、別紙 総会資料は 9 ページから 11 ページになります。
		場所は、伊崎田の中野公民館より松山方面へ 180 メートル程進んだ交差 点を南方向へ進み、700 メートル程進んだ右側になります。
		変更後の用途で除外の目的は杉植樹による山林転用です。
		周囲の状況は、北側は田、東側も田、南側は山林、西側も山林です。申 請地は山に囲まれた地域にあり年々猪の被害により収穫できない状況にな ってきたとのことで被害は深刻でした。今後、管理が厳しいということか らやむなく山林に転用するものです。
		申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつてい ないため第 2 種農地のその他の農地に該当します。
		以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外しても問題ない との意見の一致をみました。
		ご審議方、よろしく申し上げます。
議長	山下	はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ご ざいませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域か らの除外を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		よって、日程第 6、議案第 20 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る 意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をい たしました。

<p>委員 上野</p>	<p>次に、日程第7、議案第21号、農地転用事業計画変更申請の承認についてを議題といたします。</p> <p>16ページ、番号2番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、上野委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第21号、番号2についてご報告いたします。</p> <p>調査日は3月6日でした。調査委員は山迫委員、大原委員と私と事務局より1名が同席されました。</p> <p>総会資料は12ページから14ページをご覧ください。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇の〇〇さんです。</p> <p>譲渡人は、熊本県熊本市西区花園〇丁目〇番〇号にお住まいの〇〇さん、志布志市志布志町志布志〇〇番地〇の〇〇さん、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇の〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>場所は、志布志郵便局から市道昭和弓場ケ尾線を北へ700メートル進み、そこから西の方へ50メートル進んだ左側でございます。</p> <p>今回の事業計画変更につきましては、家屋の転用許可を受けていたところでしたが資金不足による事情の変更により太陽光発電施設を設置するということでございます。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側も公衆用道路、南側は畑、西側は宅地でございます。排水につきましては、北西側に溜桝を作り、道路排水路につなぐということでした。</p> <p>申請地は、都市計画地域の用途区域が定められた区域内にあるため、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>

議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。計画変更を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 よって、日程第7、議案第21号、農地転用事業計画変更申請の承認については、変更を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第8、議案第22号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。 最初に、18ページ、番号15番を審議いたします。 現地を調査された山迫委員の報告をお願いいたします。
委員	山迫	議案第22号、番号15についてご報告いたします。 調査日は3月6日、調査委員は上野委員、大原委員と私、事務局から1人の同行でした。 別紙総会資料は15ページから17ページをご覧ください。 譲渡人は、志布志市松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、東京都港区赤坂〇丁目〇番〇号〇〇ビル〇Fにお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、株式会社〇〇の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 場所は、県道499号柿木志布志線を泰野小学校前から南之郷方向へ600メートル程進んだ所の右側にあります。 転用目的は太陽光発電施設です。 周囲の状況は、北側は宅地、東側は山林、南側は山林、西側は公衆用道路です。 申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第2種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方、よろしく申し上げます。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)

議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 16 番を審議いたします。 現地を調査された宮脇勇委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇勇	議案第 22 号、番号 16 についてご報告いたします。 調査日は 3 月 6 日です。調査委員は福岡委員と私、事務局出席のもと調査いたしました。 別紙総会資料は 18 ページから 20 ページになりますのでお目通し下さい。 譲渡人は、曾於郡大崎町菱田〇〇番地にお住まいの〇〇さんと志布志市有明町野井倉〇〇番地〇の〇〇さんです。譲受人は、東京都港区赤坂〇丁目〇番〇号〇〇ビル〇F にお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、株式会社〇〇の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 場所は、国道 220 号線を志布志から菱田方向に向かう海側に岡留蒲鉾本舗があります。その隣でした。 転用目的は太陽光発電施設です。 周囲の状況は、北側は宅地、東側も宅地、南側は用悪水路、西側は宅地です。周囲は住宅地ですので特に排水対策に問題ないように伝えました。 申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第 2 種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方、よろしく申し上げます。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)

議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 8、議案第 22 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 9、議案第 23 号、非農地証明願の承認についてを議題といたします。</p> <p>20 ページ、番号 8 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、大原委員の説明をお願いいたします。</p>
委員	大原	<p>議案第 23 号、番号 8 について報告します。</p> <p>調査日は 3 月 6 日、調査委員は上野委員、山迫委員と私と、事務局から 1 人の同行でした。</p> <p>別紙説明資料は 21 ページから 23 ページをご覧ください。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は代理人で行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、市道昭和弓場ケ尾線にあるさかうえの事務所から横尾下方面へ 200 メートル進んだ所の道路北側にありました。ここは道路拡張の残地として残った所でした。</p> <p>道路及び宅地に囲まれた狭小な土地であり、平成 16 年に贈与で取得する以前から長年耕作されておらず、雑種地化しており、農地への復元は困難な状況でした。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は公衆用道路、東側も公衆用道路、南側も公衆用道路、西側は宅地です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p>

主任主査 中尾

よって日程第9、議案第23号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第24号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

はい、議長。

それでは、議案第24号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、22ページでございます。

非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として交付するものです。

始めに、番号3の願出人は、広島県広島市西区にお住まいの〇〇さんです。

土地は、松山町泰野字柿木瀬戸2141番 畑664㎡でございます。

申請地は、志布志市立泰野小学校から県道499号柿ノ木・志布志線を川中集落方向へ約800m進み川中集落内の三差路を右折し、市道3号宮ノ上牧場・宮下線へ乗り更に東へ約1.6km進んだところの東側の土地でございます。現在、山林化しております。

続いて、番号4の願出人は、東京都武蔵野市にお住まいの〇〇さんです。

土地は、志布志町帖字稲荷免5571番11 畑54㎡でございます。

申請地は、県道65号南之郷・志布志線沿いにあるこまみず酒店から志布志市街地方向へ約300m進んだところを右折し、更に西へ約30m進んだところの北側の土地でございます。現在、雑種地化しております。

続いて、番号5と6の願出人は、曾於市大隅町月野〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。

番号5の土地は、有明町伊崎田字牧2832番1畑1,152㎡と同じく2832番6畑47㎡と同じく2852番1畑1,274㎡でございます。

申請地は、伊崎田の字尾交差点から広域農道を大崎町方向へ約3km進むとタケ測量設計があります。その手前の交差点を左折し、農道に入り約200m進んだところの両側の土地でございます。現在、原野化しております。

番号6の土地は、有明町伊崎田字牧2849番3畑2,014㎡と同じく2849番9畑163㎡でございます。

申請地は、先程の番号5の土地から南へ約180m進んだところの南側の土



		<p>地でございます。現在、原野化しております。</p> <p>続いて、番号7の願出人は、鹿屋市笠之原町〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>土地は、有明町伊崎田字本村8229番5 畑2,475㎡でございます。</p> <p>申請地は、県道63号志布志福山線沿いにあります南九州記念品店から北へ約130mの土地でございます。現在、山林化しております。</p> <p>最後に、番号8と9の願出人は、有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>番号8の土地は、有明町伊崎田字黒葛4434番1 田914㎡でございます。</p> <p>申請地は、伊崎田の黒葛自治会にあります有限会社〇〇場内の土地で敷地の端、南東側の土地でございます。現在、宅地化しております。</p> <p>番号9の土地は、有明町伊崎田字黒葛4460番1 田979㎡でございます。</p> <p>申請地は、先程の番号8の土地と同じく〇〇場内の土地で敷地の端、北西側の土地でございます。現在、宅地化しております。</p> <p>現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、番号3・4を萩迫委員、坂元委員、池添委員、番号5から9を吉國委員、井久保委員、原田委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第10、議案第24号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第11、議案第25号、農用地利用集積計画決定についてを議題といたします。</p> <p>最初に、所有権の移転について事務局で説明いたします。</p>
次長兼係長	高迫	<p>はい議長。</p> <p>それでは、議案第25号の農用地利用集積計画決定の所有権の移転分</p>

		<p>についてご説明いたします。</p> <p>議案書は、24ページから25ページとなっております。</p> <p>最初に24ページの総括表についてご説明致します。</p> <p>公告日は平成31年3月29日で、田が3,384㎡です。所有権を移転する者1人、所有権の移転を受ける者1人であり、売買によるものです。</p> <p>次に、25ページの所有権移転の計画について、ご説明いたします。</p> <p>25ページの番号10の所有権を移転する者は、大阪府大阪市淀川区塚本〇丁目〇〇番〇ー〇号にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町蓬原の合名会社〇〇代表〇〇さんで、水稻を作付けするということです。</p> <p>設定面積は、1筆で3,384㎡の田で、土地代金は200万円です。移転時期等につきましては、平成31年4月15日を予定しております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定について事務局で説明いたします。</p>
主幹兼係長	新村	<p>議案第25号、農用地利用集積計画決定の利用権の設定について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は、26頁から52頁となっております。まずは、議案書26頁の利用権設定の総括表を説明いたします。</p> <p>公告日は平成31年3月29日で、始期は平成31年4月1日となります。</p> <p>設定期間が1年から20年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が8万9,209㎡、畑が9万7,965.14㎡で、樹園地が1万364㎡で、合計しますと19万7,538.14㎡となり、うち更新分は6万6,687㎡となっております。</p>

		<p>利用権の設定をする者の数が65名で、利用権の設定を受けようとする者の数が47名であります。</p> <p>利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より18名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。</p> <p>詳細につきましては、27頁から52頁の明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第25号、農用地利用集積計画決定の、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。</p> <p>ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。</p> <p>最初に 27 ページ、番号 1 番を審議いたします。</p> <p>番号 1 番は、諏訪委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、諏訪委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(諏訪委員 退席)</p>
議長	山下	<p>それでは、27 ページ、番号 1 番につきまして、なにか ご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p style="text-align: center;">(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。 これを認めることに ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。ここで諏訪委員の入室を許可します。</p> <p style="text-align: center;">(諏訪委員 入室)</p>
議長	山下	<p>次に、27 ページ、番号 2 番から、52 ページ、番号 68 番までと、26 ページの総括表を審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p style="text-align: center;">(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p>

<p>次長兼係長 高迫</p>	<p>よって日程第 11、議案第 25 号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 12、議案第 26 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題といたします。</p> <p>事務局で説明いたします。</p> <p>はい議長。</p> <p>それでは、議案第26号の農業経営基盤 強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は54ページとなっています。</p> <p>54ページ、番号14番の申出者〇〇さんは、松山町新橋〇〇番地にお住いの方で、売買の申出でございます。</p> <p>土地は、松山町新橋字山添 5297番1 畑617㎡の1筆です。</p> <p>土地の場所ですが、松山町新橋川路1区集落の〇〇さん宅前にあっせん畑があります。現在、畑は、何も耕作してありません。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、坂元委員と脇田委員でご提案いたします。</p> <p>番号15番の申出者〇〇さんは、志布志町志布志にお住いの方で、売買の申出でございます。</p> <p>土地は、志布志町内之倉字川原5960番 田1,169㎡と5961番1 田1,136㎡と5961番2 田596㎡と、5962番 田795㎡と、5963番 田635㎡の5筆です。</p> <p>土地の場所ですが、5筆の田は、志布志町の八野小学校から、北の方向に約1.5km行ったところにあります。</p> <p>現在、5筆の田は何も作付けはしてありません。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、長岡委員と池添委員でご提案いたします。</p> <p>番号16番の申出者〇〇さんは、有明町原田にお住いの方で、売買の申出でございます。代理人は、〇〇さんです。</p> <p>土地は、有明町原田字下五敷760番1 畑4,693㎡の1筆です。</p> <p>土地の場所ですが、有明町原田校区にある西下構造改善センターから草野集落方向へ通じる道を、草野集落方向へ約700m行ったところにあります。現在、畑は何も作付けはしてありません。</p>
-----------------	--

議長	山下	<p>あっせん委員の指名につきましては、宮脇勇委員と原田委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方 よろしく お願いいたします。</p> <p>ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 12、議案第 26 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>指名された委員の方々は、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、日程第 13、議案第 27 号、農業委員会活動の平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題といたします。</p> <p>事務局で、説明をいたします。</p> <p>(事務局 説明)</p>
局長	福岡	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、議案第 27 号、農業委員会活動の平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、ご説明申し上げます。</p> <p>この案件につきましては、平成 30 年第 5 回定例総会の議案第 50 号でご承認いただきました、30 年度の活動等の点検・評価等につきまして、ご承認いただくものでございます。</p> <p>本日の総会で承認いただきますと、これを市のホームページへ掲載し、市民から意見を求め、最終調整を行い、再度 5 月の定例総会へ提案するものでございます。</p> <p>この様式で用いる、農家数、農業者数等においては、農林業センサス及び作付面積統計調査の数値を用いるよう、国からの統一化が図られております。</p> <p>まず、56 ページは、農業委員会の状況でございます。</p> <p>1 の農業の概要としまして、耕地面積 6,620ha、経営耕地面積 4,260ha、遊休農地面積 235.8ha、農地台帳面積 7,115ha となっております。</p>

		<p>その下の、総農家数は2,133戸で、農業就業者数2,307人、認定農業者数は507経営となっております。</p> <p>57ページは、担い手への農地の利用集積・集約化の状況で、30年3月現在のこれまでの集積面積は3,704ha、集積率55.95%で、29年度は102haの集積がされたところでございます。</p> <p>58ページは、あらたに農業経営を営もうとする者の参入促進で、2の平成30年度の目標及び実績は、2月末で、10経営体、200%の達成状況でございます。</p> <p>59ページは遊休農地に関する措置に関する評価で、これは、委員皆様方で調査していただきました、利用状況調査の結果を、データに反映させ、精査を行いました結果、遊休農地4haの解消実績でございます。</p> <p>60ページは、違反転用への適正な対応で、これも利用状況調査の結果8haの違反転用が実績として上がってきたところでございます。</p> <p>61ページは、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検で、3条申請の件数103件、農地転用に関する事務が86件でございます。これらは、2月分までの実績でございます。</p> <p>62ページは、農地所有適格法人からの報告への対応についてでございますが、未提出が12法人あり、ただいま催告がしてあるところでございます。</p> <p>その下の、情報の提供等から、63ページの事務の実施状況につきましては、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この、点検・評価は、先ほど申し上げましたように、市のホームページに掲載いたしまして、再度5月の総会で、承認をいただくということになっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	山下	ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、これで決定することにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。

<p>局長 福岡</p>	<p>よって、日程第 13、議案第 27 号、農業委員会活動の平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、決定しました。</p> <p>次に、日程第 14、議案第 28 号、農業委員会活動の平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題といたします。</p> <p>事務局で説明をいたします。</p> <p>はい、議長。</p> <p>それでは、議案第 28 号、農業委員会活動の平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを、ご説明申し上げます。</p> <p>この案件につきましても、本日の総会で承認いただきますと、これを市のホームページへ掲載し、市民から意見を求め、最終調整を行い、再度 5 月の定例総会へ提案するものでございます。</p> <p>まず、65 ページは、農業委員会の状況でございます。</p> <p>1 の農家・農地等の概要ですが、農家数、農業就業者数等につきましては、30 年度とおなじく、農林業センサス及び作付面積統計調査の数値を用いております。</p> <p>耕地面積 6,600ha、経営耕地面積 4,260ha、遊休農地面積 232ha、農地台帳面積 7,066ha となっております。</p> <p>66 ページは、担い手への農地の利用集積・集約化の状況で、31 年度は、100ha を目標としております。</p> <p>その下の、3、あらたな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、5 経営体を目標としております。</p> <p>67 ページは遊休農地に関する措置に関することとして、解消面積目標といたしまして 10ha を目標といたしたところでございます。</p> <p>その下の、5、違反転用への適正な対応でございますが、委員皆様方の 利用状況調査、日常活動等の中で、農地法の周知徹底、違反転用者への 適正な指導につきましては、適正な対応が求められるところでございます。</p> <p>また、先ほども申し上げましたが、この活動計画につきましても、市のホームページに掲載いたしまして、再度 5 月の総会で、承認をいただくということになっております。</p> <p>以上で、説明を 終わります。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ござ</p>

		<p>いませんか。</p> <p>はい。認定農業者の数が昨年より少なくなっていますが、どのような状況ですか。</p>
委員	永屋	
局長	福岡	<p>月別には増になったり減になったりという状況できております。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ほかにご意見もないようでございますので、これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第14、議案第28号 農業委員会活動の平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画については 決定いたしました。</p> <p>次に、日程第15、議案第29号、非農地通知に係る対象農地の承認についてを議題といたします。</p> <p>事務局で説明をいたします。</p>
主任主査	中尾	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、議案第29号 非農地通知に係る対象農地の承認について、ご説明申し上げます。議案書は、68ページから92ページでございます。</p> <p>議案書に記載されてあります、番号1から480までに記載されている農地は、毎年7月から9月にかけて、農業委員、農地利用最適化推進委員及び調査協力員の皆様に行っていただいている荒廃農地調査において、その調査結果が、平成29年及び平成30年のどちらも、農地としての再生利用が著しく困難と見込まれる、B分類であった農地です。</p> <p>その内訳は、登記地目 田233筆 203,397平方メートル、畑218筆 253,433.74平方メートル、登記地目 原野 以前の現況地目 田9筆2,470平方メートル、以前の現況地目 畑 10筆4,398平方メートル、登記地目 山林 以前の現況地目 田 1筆3,168平方メートル、以前の現況地目 畑 9筆 40,648平方メートル、計480筆 507,514.74平方メートルとなります。</p> <p>また、農業振興地域内外による内訳は、農用地外農地が、471筆 502,325.74平方メートル、農業振興地域外農地が、9筆5,189平方メートルとなっております。</p> <p>本案件は、これらの農地を、農地法第2条第1項に該当しない、非農地と判断することにつきまして、承認を求めるものでございます。</p>



		<p>なお、非農地と決定された農地につきましては、非農地通知書の発送とともに、農地台帳より削除されます。</p> <p>以上で説明を終わります。 ご審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 15、議案第 29 号非農地通知に係る対象農地の承認については 決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 16、議案第 30 号、農地利用最適化推進委員の辞職願に伴う同意についてを議題といたします。事務局で説明いたします。</p>
局長	福岡	<p>議案第 30 号、農地利用最適化推進委員の辞職願に伴う同意についてご説明申し上げます。</p> <p>農業委員会等に関する法律第 19 条に規定する、推進委員であります、坪山委員から、辞職願が提出されました。</p> <p>内容は、別表のとおりでございます。</p> <p>これに伴い、農業委員会等に関する法律第 23 条の規定により、農業委員会の同意を求めるものでございます。よろしくご審議のほどお願ひいたします。</p>
議長	山下	<p>それでは、辞職願に伴う同意について審議いたします。</p> <p>これについてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますのでお諮りいたします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第 16、議案第 30 号、農地利用最適化推進委員の辞職願に伴う同意については決定いたしました。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p>

これで、本日の会議を終了いたします。

ご苦労様でした。